

令和5年9月29日

令和7年2月10日 改正

各 部 局 長  
総合健康安全センター長 殿  
情報基盤センター長

国立大学法人信州大学長

中村 宗一郎（公印省略）

研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業登録に伴う  
特別研究員雇用に関する取扱いについて（通知）

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が実施する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により国立大学法人信州大学が雇用する特別研究員－PD・RPD・CPD（以下「PD等」という。）、及び科学研究費助成事業 特別研究員奨励費（学術条件整備）に関する取扱いは、以下のとおりとしますので通知します。

また、別添のとおり「信州大学にて雇用する特別研究員－PD等の育成方針」を定めましたので、併せてお知らせします。

記

1. 概要

「信州大学における日本学術振興会特別研究員の雇用に関する要項」に基づき、本取扱いに沿ってPD等を雇用すること。

2. 雇用対象

雇用制度導入機関として登録された年度（2023年度）以降の新規採用されるPD等については、原則全員雇用すること。

※PD等本人が雇用を希望しない場合は、日本学術振興会が定める経過措置期間中（経過措置の適用は令和7（2025）年度新規採用分まで）であれば、雇用しないことも可能。なお令和8（2026）年度以降採用分のPD等については、経過措置の適用はなく、新規採用者は原則全員雇用となる。

継続採用者（令和4（2022）年度までにPD等に採用され、令和5（2023）年10月以降も引き続きPD等である者）については、受入部局の状況を勘案のうえ雇用することも可能。

※受入部局にてPD等の雇用手続きを開始したら、速やかに研究推進部 研究支援課へ連絡すること。

### 3. 身分

本学で雇用する PD 等は、第一義的には雇用主である国立大学法人信州大学における被雇用者としての身分となるが、特別研究員の採用期間中は日本学術振興会特別研究員でもあり、PD 等が対外的に自身の身分を示す場合には、受入研究機関（雇用機関）における身分とともに日本学術振興会特別研究員であること（「信州大学研究員（日本学術振興会特別研究員-PD）」等）を併せて示すように指導すること。

### 4. 遵守事項

PD 等が遵守すべき事項は、本学規定等及び日本学術振興会特別研究員（研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業）遵守事項および諸手続の手引（以下「遵守事項及び諸手続の手引」という。）によるものとし、受入部局にて当該事項を遵守するよう PD 等に指導すること。

### 5. 科学研究費助成事業 特別研究員奨励費（学術条件整備）（以下「学術条件整備」という。）

特別な研究支援経費であり、PD 等が雇用管理下で主体的な研究を遂行する上で必要となる受入研究機関が負担すべき経費に支出する。

学術条件整備は特別な研究支援経費として追加で支援する経費となり、PD 等は学術条件整備を受領後速やかに受入研究機関（雇用機関）に譲渡し、PD 等の判断で使用することはできない。

直接経費については、研究推進部にて管理し、原則として雇用する PD 等の社会保険料等事業主負担分に充当する。間接経費については、「間接経費及びオーバーヘッド予算の取扱い等について（令和4年4月1日改正）」に準じる。